

令和2年度おいしい水給水施設整備事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 おいしい水給水施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、東川町補助金等交付規則（昭和58年東川町規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、町民が衛生的で安全なおいしい生活用水を得るために自ら給水施設を整備する事業を支援する。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる対象者は、町内に所有する建物（複数戸が居住するアパート等を含む。）を居住の用に供するため、前条の目的に沿って事業を行う者であって、次条に規定する事業を実施する者とする。

(補助対象事業及び補助額)

第4条 この補助金の対象事業は、既存井戸若しくは既存取水口より確保している生活用水で水質が飲用基準（水道法の水道水質基準で定めるそれぞれ項目の上限基準値の80％）に適合しなくなったもの、または水枯れをおこしたもの、新築住宅（購入を含む）において通常の家庭用井戸（東川町給水施設標準図による推奨する深さ20m）3本相当以上の工事を行っても良好な飲料水が得られないもので、新たに井戸本体のボーリング費及び接続のための配管工事費、既存の井戸を再利用するための配管工事費、水質基準に適合させる目的の水質浄化装置の設置費又は維持管理費及び水質検査に要する経費を対象とする。

2 補助額は、対象経費の内の2分の1を補助（千円未満の端数は切捨て）する。また、再度井戸工事を行う場合については、対象経費の内の3分の2を補助（千円未満の端数は切捨て）する。

3 町内に設置されている既存の生活用水用井戸若しくは生活用水用取水口において、町が指定した水質検査項目（別表）で検査を行う場合は、1回に限り対象経費の内の2分の1を補助（千円未満の端数は切り捨て）する。

4 第1項から前項について、優良田園住宅地域及び特殊事情のある地域については、対象経費の内の5分の4（千円未満の端数は切り捨て）とする。

5 その他町長が特に必要と認めるものについては、補助事業の対象とし、補助の額は別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内訳を確認できる書類（見積書等）
- (2) 位置図
- (3) 計画平面図
- (4) 水質検査については、見積書のみを添付とする。
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に決定の内容を通知するものとする。

(変更承認等)

第7条 補助対象者は、補助申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後速やかに、実績報告書(様式5号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真
- (2) ボーリング記録図
- (3) 水質検査の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 水質検査については、水質検査の写し、領収書の写しとする。
- (6) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付額を決定し、補助対象者に決定内容を通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求書(様式第6号)の提出により補助金を交付するものとする。

(立入検査等)

第11条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は施設に立ち入り書類等を調査、指導を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表

検査項目

	検査項目	基準値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること
5	塩化物イオン	200mg/L 以下であること
6	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L 以下であること
7	PH 値	5.8以上8.6以下であること
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5度以下であること
11	濁度	2度以下であること
12	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること
13	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること
14	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること（任意検査）
15	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること（任意検査）